

令和4年第2回定例会会議録（第2号）

令和4年6月8日

○出席議員（21名）

1番	榊 田 貢 君	2番	日名子 敦 子 君
3番	美 馬 恭 子 君	4番	阿 部 真 一 君
5番	手 束 貴 裕 君	7番	小 野 正 明 君
8番	森 大 輔 君	9番	三 重 忠 昭 君
10番	森 山 義 治 君	11番	穴 井 宏 二 君
12番	加 藤 信 康 君	13番	荒 金 卓 雄 君
14番	松 川 章 三 君	16番	市 原 隆 生 君
17番	黒 木 愛一郎 君	18番	平 野 文 活 君
20番	野 口 哲 男 君	21番	堀 本 博 行 君
22番	山 本 一 成 君	23番	泉 武 弘 君
25番	首 藤 正 君		

○欠席議員（2名）

6番	安 部 一 郎 君	19番	松 川 峰 生 君
----	-----------	-----	-----------

○説明のための出席者

市 長	長 野 恭 紘 君	副 市 長	阿 南 寿 和 君
副 市 長	松 崎 智 一 君	教 育 長	寺 岡 悌 二 君
総 務 部 長	末 田 信 也 君	企画戦略部長	安 部 政 信 君
観光・産業部長	松 川 幸 路 君	公営事業部長	上 田 亨 君
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田 辺 裕 君	いきいき健幸部長	中 島 靖 彦 君
建 設 部 長	松 屋 益 治 郎 君	市長公室長 兼自治連携課長	山 内 弘 美 君
防 災 局 長	白 石 修 三 君	消 防 長	浜 崎 仁 孝 君
教 育 部 長	柏 木 正 義 君	上下水道局長	岩 田 弘 君
上下水道局参事	山 内 佳 久 君	財 政 課 長	矢 野 義 知 君
政策企画課長	行 部 さ と 子 君	産業政策課長	竹 元 徹 君

農林水産課長	塩出政弘君	市民福祉部次長	宇都宮尚代君
子育て支援課長	中西郁夫君	いきいき健幸部参事	内田剛君
いきいき健幸部次長	大野高之君	健康推進課長	和田健二君
介護保険課長	阿南剛君	施設整備課長	若杉圭介君

○議会事務局出席者

局長	花田伸一	議事総務課長	中村賢一郎
補佐兼総務係長	岩男涼子	係長	甲斐俊平
主査	河野あや	主査	松尾麻里
主査	佐藤雅俊	事務員	尾割春晃

○議事日程表（第2号）

令和4年6月8日（水曜日）午前10時開議
第1 上程中の全議案に対する質疑、委員会付託

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（市原隆生君） ただいまから継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第2号により行います。

日程第1により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手を願います。順次発言を許可いたします。

○4番（阿部真一君） 自民党議員団を代表して、議案質疑をさせていただきます。

まず初めに、議長、7番目の図書館等一体的整備に要する経費については、事前の聞き取りで解決しましたので、質問の取下げをいたしますのでよろしく願いいたします。

それではまず新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてでございます。

これは政府の内閣府が4月26日に決定いたしました地方創生臨時交付金の、拡充してコロナ禍での物価高騰、原油価格高騰を反映して、事業者そして生活支援の中の支援政策として、今6月議会、執行部のほうから上程されている背景がございます。

ここで、コロナも3年がたち、市民生活の中でどのように市が市民のほうにコロナ政策を進めていくのか、一旦整理する意味で、この別府市への交付予定額と、今回6月議会に上程されました事業、それがどのような事業に充てているのかをお答えください。

○財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

今回の補正予算で計上しております地方創生臨時交付金のうち、新たに創設されましたコロナ禍における原油価格、物価高騰対応分での本市の交付限度額につきましては3億5,131万5,000円となります。事業的にはプレミアム商品券の発行事業、18歳以下の子育て世帯へのクーポン券支給事業、バス事業者への燃料費高騰対策補助事業、私立保育所等への給食食材費高騰対策補助事業、これら4つの事業の財源として予算計上をしております。

○4番（阿部真一君） この交付金の事業についてなのですが、コロナ発生時当初は別府市のほうはいろいろな面で先行して、別府市の財源を充当して、まず最初に市民生活が低下することのないよう政策を打ってきた背景がございます。

その中で、議会のほうも、市が、執行部がお示しする、上程する政策がこの3年間でどのような背景があつて別府市民の皆さんにお示しするのかを、少しやはり議論する必要があると思います。

その中で内閣府から、この交付金の活用可能な事業例として様々な事例が列記されております。まず、生活支援に関する事業では、国が主体的、県が主体的に進める、ひとり親家庭をはじめとした子育て世帯、家計急変学生、生徒に対する給付、生活困窮者や低所得者に関する給付など、様々なメニューが国、県、そして市のほうでございました。

この中で今回4事業を別府市は実施しようとしております。それは別府市の生活状態、そして社会状態を考えた上での政策の上程だと思いますが、その辺についてはどのような考えを持ってこの事業を実施していこうと考えているのか、お答えください。

○財政課長（矢野義知君） お答えいたします。

国の総合緊急対策は、物価高騰による影響を緩和するための対策を緊急かつ機動的に実施することとされ、国においても経済産業省、国土交通省、農林水産省などがそれぞれの分野において様々な支援策を計上し、さらには大分県におきましても地方創生臨時交付金を活用して支援策が計上されております。物価高騰による影響は広範囲にわたり、支援が必要とされる分野は幅広くなりますが、臨時交付金の額が限られているため、生活者と事業者の双方の支援につながるプレミアム商品券の発行や、子育て世帯へのクーポン券支給、さらには国あるいは県の支援策で行き届かないと思われる分野への支援事業に、今回の臨時交付金を活用して実施することといたしました。

○4番（阿部真一君） このコロナの中で、地方行政によっては交付金が来たけれども、政策としてなかなか市民のほうにお示しするのが遅い自治体もあるというふうに聞いております。財政課、そして各課、この3年間でいろんな業界、そしていろんな市民の皆様からコロナに対する政策の提案、そしてまた提示があったかと思えます。その中で、やはり別府市は市内の中でしっかり、今別府市に必要な政策は何なのか、そういったのを先手先手、先を読んで政策実行に当たっていただきたいというふうに思います。

では、この4事業について、中身についてお聞きしたいと思います。

今答弁がありました原油高騰、物価高騰等の交付金を活用した燃料費価格、これの緩和対策事業であります。公共交通事業者のうちバス事業者に限定した理由と、この補助の積算方法をお答えください。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

補助対象者についてですが、公共交通機関のタクシー事業者には政府の総合緊急対策に国土交通省の燃料価格激変緩和対策事業が創設されていることや、さらに県も地方創生臨時交付金を活用して助成することとしており、また本市のプレミアム商品券の利用も考えられます。

しかし、バス事業者、特に貸切バス事業者につきましてはこうした制度がないため、限られた交付金の中で国、県などの支援が行き届かないきめ細かな支援として、バス事業者へ限定して燃料油価格激変緩和対策事業を実施することとしました。

補助金につきましては、国土交通省の燃料価格激変緩和対策事業の算出方法に準じまして、燃料消費見込量に燃料高騰相当額を乗じた額を基に補助することとしております。

○4番（阿部真一君） 別府市内、6事業者ですね、観光バス、貸切バス等、事業目的とした会社がございます。その中でやはり路線バスとの違いは、別府の観光の背景として、やはりインバウンドを対象とした経営状態を担っている部分があります。その部分でやはりコロナ禍の中、なかなか外からの観光客の流入が少ない、そしてまたここに来ての社会状況の変化による価格、そして燃料の急騰を受け、かなり疲弊している部分があるということは想像を簡単にできる部分であると思います。その中で今回バス事業者、特に観光バス等限定して支援をしていくということで、別府市の観光、そして事業に即した市の政策の一つだということで評価をしたいと思います。

この部分、県、国のほうもいろいろなメニューがございまして、先ほど答弁ありました、いろいろ制度の狭間でなかなか行き届かない部分もあろうかと思えますので、その部分はこの制度を進めるに当たって、また問題点、改善点等をしっかり調査研究していただいて、また今後こういった事業の中でお示しをしていただきたい、そのように思います。

それでは次に、コミュニティバス運行事業ということでお聞きしたいと思います。

この分は燃料高騰もさることながら、どちらかというところコロナというよりも燃料高騰、そして地域性の問題を抱えた事業だというふうに解釈をしております。この路線バス内成棚田線の廃止に伴う代替手段として、コミュニティバスを運行するための予算が計上されております。市が主体的にこのコミュニティバスを運行するに当たった経緯、そして運行をしようとしている内容について御説明ください。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

この内成棚田線は、これまで地域住民の方の生活路線として、収支の赤字に対して助成しながら維持してきましたが、事業者から車両の老朽化や収支の悪化などを理由として廃止の申出がありました。この申出に対しまして、市としては存続に向け協議を続けてきましたが、本年4月11日に公示があり、8月末をもって路線廃止とすることになりました。

この路線は周辺住民の貴重な公共の移動手段であり、廃止後交通空白地域となることを避けるため、緊急的な代替措置としてコミュニティバスを運行することになりました。運

行につきましては平日のみ3便とし、現行の路線に河内から浜脇湯都ピアまでの経路を追加し、乗車定員9人のワゴン車で運行することとしております。

- 4番（阿部真一君）これは民間事業者のほうから、運行がかなり厳しいということで、当局が協議をした結果、市の主体的な事業として今後進めていくということで理解をしております。

その中で、やはりバス事業者、今まで当初予算でも1,400万円の補助を出してこの内成、そういった地域の利便性を図るために交通手段の一つとして市も、今までも古くから既に事業として一緒に民間業者と担ってきた経緯がございます。その中で、やはり今回の路線図、バスがどのように通るかの路線図を見せていただきましたが、やはり今回浜脇、そして両郡橋等の地域の高齢化も含め、湯都ピアのほうにも動線として運行をつなげていく、そして、鳥越からバイパスを通過して釜掛までの内成線の中で、今までどおりの路線を活用してやっていくということでお聞きをしました。別府市も東山、そして大所のほうでもこのコミュニティバスを運行しております。

その中で、やはり住民からの声もある部分と、そしてまた問題点としてやはり市が運行をする、イコール要望として細かい注文がいろいろあるというふうには想像できますし、またこの運行に当たって、何でもかんでも行政がやっていくのは無理な部分もあるのは理解をしております。その中で、やはりまず住民の方のニーズと説明、そしてこのコミュニティバスを運行していく上でここまではできますよというふうな、やはり胸襟を開いた地元との説明、話の場が今後必要になってくるのではないかとというふうに考えております。

そこで、この住民の方に対する説明ですが、緊急的な措置、そしてまた中長期的な今後の政策の転換はあるかと思いますが、将来的にこの地域の移動手段確保としてどのように考えているのかお答えください。

- 企画戦略部長（安部政信君）お答えいたします。

今回のコミュニティバスにつきましては、地域住民の唯一の方法、公共の移動手段が廃止されるという差し迫った状況がある中、まず空白の回避を最優先に代替手段を事業者の方と協議してまいりました。現行路線が廃止になるという状況や、あるいはコミュニティバスの運行については、路線周辺の自治会の支部長並びに副支部長さんのほうには御説明をしてきたところでございます。

今後、この地域の将来的な移動手段の確保については、より地域にとって利便性があり、効率的な移動手段となるよう、今後地域の方々と十分に協議をしてそういった確保をしていきたいというふうに考えております。

- 4番（阿部真一君）この分、当局の話聞く前に地元の方からも少しお声を頂く機会がありました。やはり路線が廃止するという事で、交通手段の不安感がやはり住民の方にもあったのは当然のことだと思います。

その中で、先ほども言いましたが、今までも民間事業者とともにこの地域の交通手段を確保する施策の一つとして、別府市も担ってきた事実がございます。その部分、やはり住民の方に、この議場で申し述べると、やはり市が今まで担ってきた部分が現実あるのに、やはり住民のほうには届いてない部分もございますので、その分はこの議会を通して、別府市がこの地域の利便性を図るために担ってきた部分というのはやはり大きな部分があるかと思っております。今後、路線の変更で浜脇のほうにもバスが行くと、そういった形でいろいろ路線は、バイパスの大きい道を通りますので、その枝分かれとなった各地域集落の部分の動線の取り方など様々な要望があるかと思っておりますが、やはり行政としてできること、そしてまた住民の方に理解していただいて、共にやはりこの地域の交通手段として考えていく一つのきっかけとして進めていってほしい、そのように考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、次に移らせていただきます。

物価高騰対策子育て緊急支援に対する経費でございます。

この子育てに関しては、やはり市民のほうもいろいろなメニュー、国のほうでもいろいろな形でテレビやマスコミを通して、このコロナの対策、緊急支援ということで耳にする機会がございます。この子育て世帯の政策として、国の事業として子育て世帯生活支援特別給付金、そしてひとり親世帯臨時特別給付金など様々な政策がございました。そして今回、一つ特段と言わなければいけないのは、これは別府市地方行政として独自の取組として18歳以下のお子さん、子育て世帯を支援するケースとしてこの国の地方創生臨時交付金を使ってクーポン券を配布しようという事業でございます。この子育て世帯に対して、やはり地方行政が特化した政策を打つというのはすばらしいことだと思います。そういった中で、このクーポン券を実施しようとした背景、その部分を御答弁ください。

○市民福祉部次長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

これまで別府市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、そして子育て世帯への臨時特別給付金等の施策を行い、この6月から低所得の子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金として子ども1人当たり一律5万円の支給を行っております。令和3年12月の10万円給付におきましては、給付制限があるが故に保護者の方からの御意見も頂いていたところでございます。

今回、内閣府から緊急対策としまして様々な子育て世帯への支援策が示されていますが、この事業は別府の子どもたちを力強く支援し、子育て世帯のニーズに対応する観点も含めまして、本市の独自の取組としまして、所得にかかわらずゼロ歳から18歳の対象児童のいる全子育て世帯にクーポンを支給するものでございます。プレミアムクーポン事業と共通の券を使いまして、共通の使用期間といたします。子どもたちのために家庭の実情を踏まえて、ぜひこのクーポン券を活用していただきたいと願っております。子育て世帯への支援と併せて、消費喚起による事業所への支援にもつながると考えております。

○4番（阿部真一君） それでは、このクーポン券の配布時期、そして配布方法はどのような形を取ろうというふうになさってますか、御答弁ください。

○市民福祉部次長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

クーポン券の配布時期につきましては、クーポン券の使用開始が令和4年9月1日からを予定しておりますので、その期日に間に合うように8月末を目指して準備をしたいと考えております。令和4年7月1日時点における対象の子どもについては、8月までにクーポン券が届くように書留等による郵送等の方法を考えております。7月2日から8月31日の間、出生・転入により別府市に住所を有する子どもについては、9月末までにクーポン券が届くよう、同じく書留等による郵送等をいたしたいと思っております。9月1日から11月30日までの間、出生・転入により別府市に住所を有する子どもについては、子育て支援課にて申請をしていただきまして、その申請内容を確認後、窓口にてクーポン券をお渡しする予定としております。

○4番（阿部真一君） 今後、令和4年9月1日をこのクーポンの使用期間として予定しておりますので、8月末を目指したいということで答弁をいただきました。この政策をつくるに当たって、やはりこういった別府市独自の、制度の隙間で手が届かない部分にも手を差し伸べていただいたということで、すぐく市民の方からも反響の声が多い事業の一つでございます。

この部分でやはり、市長にも申したいのですが、やはり各課で今までこういったコロナの中で苦勞している部分、制度をつくっていく部分で職員さんが作り込んでいく部分があります。その中でやはり、時期をどうするのか、どういった配布方法にするのかということで、スピード感が欠けている部分というのが、過去の行政の進め方であったと

思います。そこはやはり市長のほうも執行部の会議等ではなかなか多分強く、スピード感持ってやるように指示が出ていると思いますが、行政の職員さんも市長が全部というわけではございませんが、部長を先頭にしてでもやはり進めていくべき政策は合意を早くして、市民のほうにお示ししていただきたいというふうに思います。

今後この1万6,000人、1万6,500人、およそ18歳、高校生になるまでのお子さんがいるというふうに思われますが、今後問合せ等あろうかと思いますが、その辺のフォローバックもしっかり各課でこの制度の中を熟知して、進めていっていただきたいというふうに思います。

それでは、次に移ります。

事業番号0295、保育所入所に要する経費でございます。

これもコロナ禍における物価高騰の保育所等への食材、給食費の食材に対する補助金であると伺っております。この内容について詳しく御説明ください。

○子育て支援課長（中西郁夫君） お答えいたします。

事業の概要でございますが、物価高騰の影響は保育所等における給食の食材費にも及んでおります。保護者の負担を増やさず、子どもの成長に必要な栄養バランスや量を保った給食を提供できるよう、施設を支援するものであります。先ほど御説明しました子育て世帯のクーポン券と同じ、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

また、大分県もこの交付金を活用し、市町村への同様の補助を創設しております。財源といたしましては国2分の1、県2分の1でございます。

補助事業の内容でございますが、対象施設として私立の認可保育所、認定こども園、幼稚園、認可外保育所などで、おおよそ子ども1人の食材費を月5,000円と設定し、帝国データバンクの調べによる食品価格の平均上昇率1割から材料費高騰相当額の上限を500円と設定します。保育所等の利用人数3,240人に対し、7月から来年の3月までの期間、補助します。

なお、具体的な補助金額の算出方法や支給方法などは、今後県の補助要綱等を参考にし、設定してまいります。

○4番（阿部真一君） この事業は、私立の認可保育園、認定こども園、私立幼稚園、認可外保育所などということで、この給食、食材の補助ということで事業所に補助金が交付されているということでございます。この、まず議案を見たときに、やはり給食というと学校給食、教育委員会が所管する小中学校、今回は上程として上がっておりませんが、今後この食材の物価高騰というのはどれぐらい長中期的に進むか分かりません。その中で、今回年度末、令和5年3月までの予算ということで計上しているというふうに思いますが、今後やはり教育委員会の学校現場でもやはりこのような同じ問題を、国のほうから、また県のほうから政策として地方行政のほうに示されるかと思えます。その中で、物価の高騰が続く中でやはりどこまで、今後この事業を進めていくのか、市のほうも悩む、悩みどころ、財政も含めて悩みどころかと思えますので、ぜひ今回の給付に当たった部分の調査研究した部分で上限を500円と設定するなど、いろいろな方法論を今後の物価高騰の時期を見据えながら進めて、調査研究を庁内でも進めていっていただきたいというふうに思います。

それでは、次に予防接種に要する経費ということで続けさせていただきます。

子宮頸がん予防のためということで、HPVワクチンの予防接種についてでございます。

このワクチン接種、平成25年からスタートしてすぐ、もう差し控えられた厚労省の指示、そして民間の産婦人科協会などの意見を基に、副作用が大きいということで積極的な奨励が差し控えられた時期があり、今回再度やはりこの子宮頸がんのワクチンに関しては効果

等、がんを抑制するワクチンとしては適当なものだということで厚労省から示された部分があります。本来差し控えられた期間、本来の対象年齢 12 歳から 16 歳、このときの接種機会を逃した方、キャッチアップ接種ということでお聞きしましたが、キャッチアップ接種及び接種費用の償還払いについて、要は自費で払った方、その方についてどのようにするのか、そしてまたこの期間、接種を控えた期間も今回公費として接種ができることになると思いますので、その辺の方の告知の仕方、どのようにするのかお答えください。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

平成 25 年 4 月から定期接種が始まりましたが、同年 6 月 14 日に積極的接種勧奨を一時差し控えることとなりました。その後令和 3 年 11 月に、国の会議にて、HPV ワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことにより、再開が決定されました。本年 4 月より、積極的接種勧奨と併せて接種機会を逃した方に対してキャッチアップ接種を行うこととなります。キャッチアップ接種及び接種費用の償還される対象者は、平成 9 年 4 月 2 日から平成 18 年 4 月 1 日生まれで、別府市の公費で 3 回の HPV ワクチン接種を終了していない方です。

また、自費で接種された方については医療機関等から御報告をいただくことがないため把握はできておりません。

○4 番（阿部真一君） このワクチン接種の問題、日本全体としてワクチンに対しては非常に後進国であるというふうな認識を、私個人は持っております。その中で、今回この子宮頸がんのワクチンに関しては、厚労省のほうから再度接種の推奨が行われるということで、定期的接種の方向で行政のほう、地方行政のほうも動いていく形になると思います。

その中で、やはり対象年齢が 12 歳から 16 歳ということで、やはりお子さんを持つ親の世帯への幅広い告知とこのワクチンへの啓発を進めていく必要があると思います。これは行政だけではなかなか難しい問題で、医療機関、医師会を通しての啓発、また学校現場での啓発も時には必要であろうかと思っております。そしてまた、男女の垣根を超えて、やはり同じ親を持つ世帯の子ども、そして 60 代以上のお孫さんを待つ方に対しても、男女問わず幅広くやはり知る必要がある事例だというふうに思っております。

なぜかという、やはり 12 歳から 16 歳、性交渉前の方にワクチンを接種することで子宮頸がんの抑制が図られるということで、厚労省のほうの報告がございます。その中でやはり、今後この子宮頸がんの副作用を心配されている方も多いかと思いますので、そのデメリット、メリットをどのようにお知らせしていくつもりなのか、現時点での回答で構いませんのでお示しください。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

別府市の広報につきましては、別府市のホームページに厚生労働省のホームページへのリンクを貼るなど、HPV ワクチンについて御理解をいただけるよう御案内しております。HPV ワクチンの感染予防効果については国からは示されておりますが、ワクチンの有効性とリスクについて十分に理解した上で接種していただけるよう、周知していきたいと考えております。

○4 番（阿部真一君） やはりこの取組、社会全体として告知をして、周知をしていく必要があるかと思っております。私も今回質問に当たって、やはりワクチンの在り方というのは世代をまたいで、男女関係なく、やはり理解を深めていく必要があるかと思っておりますので、やはり教育現場のほうもそういった部分の間合せができ得る体制を今後取っていく必要があるかと思っておりますので、ぜひその辺も頭の片隅に、教育委員会のほうも置いておいていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いたします。

それでは、新型コロナウイルス感染拡大防止に要する経費についてお聞きいたします。

このPCR検査センター、6月23日で開設から1年となります。これまでの実績と成果についてまずお答えください。

○いきいき健幸部参事（内田 剛君） お答えいたします。

5月末日時点でPCR検査が4万4,460件、抗原検査が3万201件、合計7万4,661件の検査を実施いたしました。その間、陽性の方を994名確認いたしました。

ここまでの成果といたしましては、検査体制を確立したことで無症状の方の感染を早期に把握することにより、家庭、学校、職場等での広がりを防ぎ、市内での感染拡大を抑制していると評価しております。また、市民や観光客の皆様の感染への不安を解消することで、安全で安心な日常生活と別府観光を提供できているものと考えております。

○4番（阿部真一君） 今回、9月30日まで延長するというところであります。今回PCR検査の対象者を60歳以上、そして基礎疾患のある人とした理由についてお聞かせください。

○いきいき健幸部参事（内田 剛君） お答えいたします。

国は4回目のワクチン接種に当たり、これまでの感染拡大抑止から重症化予防へ方向を転換し、対象者を60歳以上の人、18歳以上で基礎疾患を有する人、重症化リスクが高いと医師が認める人に限定いたしました。7月以降のPCR検査につきましても、対象者を重症化リスクのある60歳以上の人、基礎疾患を有する人に限定し、重症化予防のためにPCR検査を継続していきたいと考えております。

なお、基礎疾患を有する人については年齢制限を設けないようにしております。

○4番（阿部真一君） ではここでこのPCRセンターについて、やはり一旦整理をしていただきたいのが、抗原検査キットとPCR検査キットの運営の仕方が市のほうでは別々になっていると。大本としては医師会がPCR検査センターで、抗原キットのほう为民間の事業者へ委託しているということでございます。その中で、やはり市民のほうとしてはそういったコロナの症状の疑いがあるときにやはり、かなり別府のPCR検査を利用されているという声をお聞きします。私自身も3回ほど検査をさせていただきました。その中で、市民とこういったコロナの疑いのある方に対してのまず問合せ先はやはり市の行政機関、そして医療機関だと思います。医療機関のほうで、こういった市の運営するセンターの在り方の周知を徹底していただいて、今後、今コロナのほうも人数は減ってきておりますが、また変異株等、こういった状態でまた猛威を振るうのか分かりませんので、やはりこういった、ちょっと減少していった時期にやはり医師会を通して医療機関とのこういった場合での運営の仕方の在り方を検討するとか、そういった部分で水面下で今までの課題を解決して、次の政策に生かしていただきたいというふうに思います。

こういった、今回変更点がやはりあると思いますので、ぜひその辺は市内はもちろん各医療機関、そして職場においては介護、保育などやはりPCR検査、抗原検査を推奨する事業者も多うございますので、その辺まで幅広く考えていただいて周知徹底をお願いしたいというふうに思います。

それでは、以上で自民党議員団代表しての議案質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○11番（穴井宏二君） では、議案質疑を行わせていただきますのでよろしくお願いたします。通告の順番どおり行ってまいります。

まず、交通体系整備促進に要する経費の追加額ということで、コミュニティバス運行事業ですね、0150事業、これについて端的に具体的にお聞きしたいと思います。

まず、この運行便数でございますけれども、現行は平日の4往復、休日の2往復から、平日のみ3往復となるようでございますけれども、土日祝日をなくした理由、これは何でしょうか。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

当該路線につきましては、生活バス路線として収支赤字に対し助成をしながら運行の維持に努めてまいりましたが、土日祝日を含め現行ダイヤの運行で経費を試算しますと、これまでを大幅に超える財政負担となり、一方で財政負担の増加に見合った住民の利便性の向上につきましては現状維持のため見込まれないことから、現状の利用実績から利用形態を想定しまして、平日3便のダイヤを組んだところでございます。

○11番（穴井宏二君） それでは、湯都ピア浜脇までの路線が追加されましたけれども、これはどういうふうな理由から追加したのか、また、ワゴン車10人乗りにした理由、これは何なのか、併せてお答えください。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

まず路線を追加したことにつきましては、地元自治体からの要望があり、以前より事業者と協議を重ねておりましたが、車両を小型化してワゴン車の運行により、現行よりも時間の短縮が図られることもあり、今回コミュニティバスの運行実施に合わせ路線を延長するものです。

また、ワゴン車を10人乗りにした理由につきましては、当該路線につきましては一部区間で道路が狭隘であり、ワゴン車へと小型化することにより、時間短縮や安全性の確保が図られること、また利用状況を見たときに、各便の平均利用者数は0.6人から5.3人であることから、乗車定員が9人のワゴン車が適当であると判断いたしました。

○11番（穴井宏二君） この項最後に、今回のコミュニティバスの運行につきましては臨時的な措置ということをお受けしました。これは今後はどのようにやっていく予定なのか、また、他の自治体ではコミュニティバスで、運転士の確保はままならないということで、なかなか探するのが大変だということもお聞きしておりますけれども、これについても併せてお聞きしたいと思います。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

御指摘のように、このコミュニティバスにつきましては臨時的な措置ということで、交通空白地域の回避のために運行するものでございます。したがって、今後このコミュニティバスの運行と並行いたしまして、地域によって利便性が図れ、効率的な運行方式、あるいは交通サービスの今後の導入に向けて、利用実態や地域住民の方のニーズなども把握しながら、地域の方々と協議してよりよい手段というのを考えていきたいと思っております。

コミュニティバスの運転手の確保につきましては、本事業につきましては別府市タクシー協会さんのほうに委託することを考えております。運行については、タクシー協会さんの中で業務の調整をし、人員の確保を図りながら確実に事業を実施していくものというふうに考えております。

○11番（穴井宏二君） では、ぜひしっかり進めてください。

では、続きまして予防接種に要する経費の追加額ということですね、0318事業でございますけれども、子宮頸がんの予防ワクチン、HPVワクチン、この予防接種、この事業の概要についてお願いいたします。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

HPVワクチンは、子宮頸がんの発生に係るヒトパピローマウイルスの感染を予防するワクチンで、予防接種法により小学校6年生から高校1年生相当の年齢の女性が現在定期接種の対象とされております。接種後に予防接種との因果関係を否定できない疼痛等が報告されたことから、平成25年6月より積極的勧奨を差し控えていましたが、国によりワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを上回るとされたことから、令和3年11月に、積極的勧奨の差し控えを終了することとなりました。

- 11 番（穴井宏二君） では、キャッチアップ接種ということがうたわれておりますけれども、このことを分かりやすく言うかどうかというふうに表現をするのか、こちら辺ちょっと教えてください。
- 健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。
キャッチアップ接種とは、積極的勧奨を差し控えていた間にHPVワクチンの対象年齢を過ぎ、公費での接種機会を逃した方に公平な接種機会を確保する観点から、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間に限り、改めて公費での接種の機会を提供するものです。
- 11 番（穴井宏二君） 3年間ということですね。このキャッチアップ接種対象者の中には、定期接種の年齢を過ぎた後に、あとまた自費でHPVワクチンを接種した方も中にはいらっしゃると思います。そのような方への助成はどうなっているのかお答えください。
- 健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。
積極的勧奨を差し控えた間に定期接種の対象年齢を過ぎ、自費でHPVワクチンを接種した方については、令和4年4月1日に別府市に住民票のある方に接種費用を償還払いにて対応いたします。
- 11 番（穴井宏二君） この事業については非常に評価をしていきたいと思いますが、この償還払いの対象者について、把握はされているのか、また償還払いを行っていく中での支給までの具体的な流れなどについて、お答えいただきたいと思います。
- 健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。
自費で接種された方については、医療機関等から市に報告をいただくことがないため把握はできておりませんが、キャッチアップ接種の対象者へ償還払いの内容を含めた御案内をお送りする予定です。
償還払いの手順ですが、申請書に領収書や母子手帳など接種したことを証明できる書類を添付して市に提出していただき、その後市で定めた金額をお支払いするという流れです。
キャッチアップの対象年齢の方の償還払いの請求期限は、キャッチアップ接種の実施期間と同じく令和7年3月31日までとなっております。
- 11 番（穴井宏二君） キャッチアップ接種は3年間の期間限定で行うため、確実に周知することが大事だと思います。これは本当にしっかりやってもらいたいと思いますけれども、どのように分かりやすく周知をやっていきますか。
- 健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。
ホームページの掲載等の広報のほか、キャッチアップ接種の対象者には償還払いについての内容も含めた個別通知を行い、周知を図りたいと考えております。
- 11 番（穴井宏二君） 課長のお話の中で、キャッチアップ接種の人数は約4,500人いらっしゃるというようにお聞きしました。かなりの人数でございますので、本当にいい事業でございますので、しっかり周知をやっていっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。
それでは、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費の追加額ということで、今回の補正予算、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費の追加額、この主な内容はどうなっておりますか。
- いいき健幸部次長（大野高之君） お答えいたします。
現在行われている新型コロナワクチン接種事業は、現時点では令和4年9月末までとなっております。本年、当初予算は7月までの事業について予算を計上しておりましたので、9月までの事業実施の所要額を補正するものであります。主には、先日より開始された4回目接種の事業実施の所要額となっております。
- 11 番（穴井宏二君） 分かりました。

では、4回目接種が主な内容とのことでございますけれども、1回目、2回目、3回目を接種していない人は接種できるのかどうか、またもう一つ、接種をやっぱり、いろんな仕事の関係とかでできなかったり、また忘れている人もいらっしゃるかと思いますけれども、市として未接種の人に積極的な接種を勧奨、これは行っていくのかどうか、こちら辺をお答えください。

○いきいき健幸部次長（大野高之君） お答えいたします。

事業期間である9月30日までは1回目、2回目、3回目接種を終えていない人も接種は可能となっております。6月1日時点で2回目接種まで終えている方は別府市人口の約8割、3回目接種を終えた方はおよそ6割となっております。接種開始から1年以上が経過し、何らかの理由により接種をされていない方もおられますが、ワクチン接種につきましては市ホームページなどの公的な情報などから、御本人自らが判断をしていただきたいと考えております。

なお、既に接種対象となっている方へは、1、2回目の接種券、3回目接種に必要な接種券をお手元にお届けしておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

○11番（穴井宏二君） しっかり周知をお願いいたします。

次に、接種後の副反応、結構3回目受けて副反応が出たという方がかなりの確率でありました。そういう意味で、副反応が怖くて接種をためらっている人もかなりいらっしゃると思いますけれども、別府市におきましては新しいワクチン、ノババックスというワクチンでの接種を行うと聞いております。まず、このノババックスとはどのようなワクチンなのか教えていただきたいと思っております。

○いきいき健幸部次長（大野高之君） お答えいたします。

ノババックスは、ノババックス社が開発したワクチンを武田薬品工業株式会社が日本において薬事承認申請を行い、認められたものです。これまで国内で新型コロナワクチンとして使用されてきたファイザー社、モデルナ社製のワクチンがメッセンジャーRNAワクチンと呼ばれるものであったのに対し、ノババックスは組換えタンパクワクチンと呼ばれる不活化ワクチンの一種で、これまでに広く使用されている技術で作られたワクチンであります。メッセンジャーRNAワクチンと変わらぬ効果はありますが、発熱や接種部位の腫れなどの副反応の発生が低い傾向にあると言われております。18歳以上の1、2、3回目の接種で使用されることになってはいますが、4回目の接種には使用されないこととなっております。

○11番（穴井宏二君） このノババックスの接種、今後別府市ではどのように行っていくのですか。

○いきいき健幸部次長（大野高之君） お答えいたします。

これまでのワクチンは県を通じて国から配分されていましたが、今回のノババックスは県を通じて市町村が国へ配分を要求することになってはいます。先日締め切られた1回目の要求を行ったのは、県下では本市のみであり、7月6日と8月10日に50人ずつの接種を、べっぴアリーナの集団接種会場で行います。6月6日から予約を開始しており、既に7月6日の接種につきましては予約が埋まっております。3回目接種の方が大部分を占めており、副反応が低い傾向にある本ワクチンに一定のニーズがあると感じておりますので、今後も状況を見ながらノババックスワクチンを含め、市民のニーズに合った接種の選択肢を提供したいと考えております。

○11番（穴井宏二君） このノババックスワクチン、副反応のあれが非常に低いということでございます、一定のニーズがあるというふうにおっしゃってございました。まだ今、このノババックスのワクチン接種人数は50人ずつということで、もうすぐ埋まってしまったようでございますので、予防接種の人数を増やして、しっかり確保していただきたいと

思います。別府市だけ、県下では別府市のみ要求を行ったということでございますので、この点につきましては非常に高く評価をしていきたいと思っております。

では、最後に議第 45 号につきまして質問していきたいと思っております。

別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございますけれども、この一部改正でございます。この内容について、まず説明をしてもらいたいと思っております。

○施設整備課長（若杉圭介君） お答えいたします。

議第 45 号は、別府市営住宅の設置及び管理に関する条例の第 5 条、公募の例外の項目になりますが、これは市営住宅に入居している方が他の市営住宅に住み替える場合の要件に、入居している方の世帯構成と心身の状況から見て、他の市営住宅への入居が適切と認められる場合を追加するものです。これまでは、高齢、病気等によって日常生活に身体上の制限を受ける場合などに、高層階から低層階へなど、他の市営住宅への住み替えを認めていましたが、この改正で、身体以外でも心身の状況から見て住み替えが適切と認めた場合、例えばですけれども国の通知では知的障がい者が作業所に近い公営住宅に移転することが適当である場合等があり、心身の状態で、例えば体は健康でも階段の上り下りに不自由がある等そういったいろんな事情が考えられますけれども、こういった場合に他の市営住宅に住み替えることができることとなります。

また、別表の改正で市営東別府住宅 C 棟を用途廃止しようとするに伴い、同住宅を別表から削除するものでございます。

○ 11 番（穴井宏二君） 分かりました。身体以外でも心身の状況から見てということで、今課長のほうから私的なこととか、また障害者手帳を持っていなくても階段の上り下りが大変だと、これは今までであったと思うのですけれども、よろしいです。

それでやはり、この中で要望があったときに、その要望者の方からあったときに面談をしていくと思うのですけれども、その面談の折に、住み替えを認めるというその判断の基準、これは具体的にあるのかどうか、これをちょっとお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

○施設整備課長（若杉圭介君） お答えいたします。

諸事情によって今も高齢者が、高層階から低層階の移動を希望している場合がございますけれども、そういった事情においてさらに心身の状況を加えるに当たりましては、本人の聞き取りも必要ですけれども、医師の診断書やあるいは福祉施設の意見書であったり、そういった客観的な意見を踏まえて判断することになっていくと考えています。

○ 11 番（穴井宏二君） 分かりました。

では、この住み替えにおきまして、市営住宅によってはスーパーが近いとか買物、病院があるところが近いとか、そういうような一般的に人気のある市営住宅などに集中して、一般公募に影響が出るのではないかという懸念もございますけれども、そこら辺はどういうふうに考えておられますか。

○施設整備課長（若杉圭介君） お答えいたします。

市営住宅の入居は原則公募であることに変わりはありません。その上で、今回例外として心身の状況から見た住み替えのことを検討しているわけでありましてけれども、議員御指摘のように住み替え先においてもあくまでも公募の例外であり、本来の公募による市営住宅の入居に影響のない範囲で対応することが原則であるので、今住んでいる住宅と同等程度の住宅で住み替えを行うべきであると考えております。

○ 11 番（穴井宏二君） 分かりました。ではしっかり遺漏なきように取り組んでいただきたいと思っております。

ちょっと調べましたら、ほかの自治体におきましては、しっかりホームページに住み替えの判断の基準となるものを、通院とか通勤・通学、また近隣の方とのトラブル、また家

族が10歳以上になったので大きな部屋が必要になったので住み替えを希望する場合とか、また親族による介護を受けるため、または親族を介護するためとか、そういうふうなことを明示しているところもございますので、しっかりこういう面も明示していただければと思います。

では、以上で終わります。

○10番（森山義治君） 質問に入る前に議長にお願いですが、（2）の予防接種に要する経費の追加額は質問内容が重複しておりましたし、また（3）につきましては聞き取りの段階で理解をいたしましたので割愛をいたしますが、よろしいでしょうか。

○議長（市原隆生君） はい。

○10番（森山義治君） それでは、交通体系整備促進に要する経費でございますが、まず交通空白地をなくすため、地域住民が利便性のよい持続可能な移動手段を確保するためならば、路線バスの運行や、あるいはタクシーでの運行、またはそれ以外のMa a Sやグリーンズローモビリティなどの交通形態でもよいのではないかなど、そのような考えで質問に入ります。

特に別府市内におきましては、御存じのように過疎地の移動手段については公共交通不便地域であった東山地区、または空白地域であった大所・小坂地区に2016年と2019年に相次いで運行したデマンドタクシーは、ドアツードアということで利用者の皆さんは大変助かっていることだと察しております。

また、この実証運行をする前には、当時の職員が各地域に出向き、集会や自治会長に移動手段の説明や意見の集約、さらには各バス事業者やタクシー事業者に対して御理解をいただきながら現在に至っているようであります。

そのように、新規事業を行うためには地域住民の意見や要望を集約することが最も重要であると考えております。この件につきましては後ほど質問をいたしますけれども、まずは今回の事業名称はコミュニティバス運行事業となっておりますし、運行車両は路線バスとなっております。路線バスがそのまま運行するのではないかと勘違いする方もいらっしゃると思いますので、そこで質問をいたしますが、本事業において路線バスは運行するのでしょうか。また、タクシーが運行するのでしょうか。また、7か月間の委託料ですが、実証運行なのか、次年度以降持続可能とする本格事業であるのか、そこをお尋ねいたします。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

今回のコミュニティバス運行の実施主体は別府市で、別府市タクシー協会に業務委託をしようとするものです。本事業は路線が廃止され、運行が困難となる前に、車両・要員を確保した上で早急な代替手段を成立させる必要があったため、短期的に実施可能な運行方式で実証運行を実施するものです。

今後、地域住民のニーズと利用実態を把握しながら、持続可能な移動手段に向け協議をしていきたいと考えております。

○10番（森山義治君） 路線バス事業者の廃止決定後には運輸支局への届出、その後の移動手段に至るまである程度の時間がかかるということは理解をしておりますが、この事業計画は6月3日に開会されました今回の定例会で提案をされ、その日のうちに地元新聞に路線バス廃止に伴う移動手段の確保などと、大きく掲載をされておりました。その新聞を見たバスやタクシーの運転手さんや一部の市民から、その内容について数件の問合せがありましたので質問をいたしますけれども、この事業は既存の路線バス会社が令和4年8月末で廃止をし、その後タクシー会社が9月1日から新規に運行するという提案がされております。今回のコミュニティバス事業と、東山地区や亀川地区で運行しておりますデマンドタクシー事業との違いをお尋ねいたします。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

東山地区、大所・小坂地区はデマンド型で事前予約制となっており、予約があったときに運行いたしますが、今回のコミュニティバスにつきましては既存のバス路線同様、決まった路線を決まった時刻に運行する定時定路線としているところが大きく違っております。

○10番（森山義治君） 分かりやすく課長、説明もしていただきまして、市民も少しは理解したと、そう思っております。

次に、運行便数についてでございますが、先ほども質問があったのですが、8月31日までは路線バスが平日は4往復、土日祝日は2往復運行ということでありましてけれども、事業化するための平日や土日祝日の乗降調査は何日ほど行ったのでしょうか、お尋ねいたします。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

乗降調査につきましては、事業者から提供いただいた3か月間の乗降データと公共計画の策定時に行いました平日、土日の実際の乗込み調査を基に運行ダイヤを決めました。

○10番（森山義治君） 課長の答弁によりまして、3か月間の乗降調査により土日祝日は運休するとの、そういうことの様です。特に財政の負担増や乗降調査により乗降客が非常に少なかったことが理由であると、そのように理解いたしますけれども、例えば土日祝日に買物やお葬式などで別府駅方面に行きたいけど行くことができない方で、このコミュニティバス以外移動手段をお持ちでない住民に対しては、担当課では当然議論はしたと思っておりますけれども、そのような住民に対しては別府市としてどのようなお考えをお持ちでしょうか、お尋ねします。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

そういう方につきましては、他の公共交通機関の御利用になると思っておりますが、このコミュニティバスはあくまでも廃止に伴う代替え手段として緊急的なものでございます。そのため、地域の住民の方にとりまして先ほどから繰り返し答弁しておりますとおり、利便性がよい運行形態に向けて今後協議をしていきたいと考えております。

○10番（森山義治君） 9月1日以降、土日祝日は例えば知り合いの自家用車で送っていただく方法や、またタクシーを呼んで、そのような移動をしていただきたいと、そういうふうに思っているところでございますけれども、それで地域住民は納得しないのではないかと思っております。例えば令和5年4月以降は、課長が言われますように利便性のよい持続可能な移動手段の確保には期待をいたしますけれども、そのようなことを思って、また次に運行車両についてですが、資料は10人乗りとなっております。実際今回使用するコミュニティバスは何人まで乗車することができるのですか。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

お客様の乗車定員は9人乗りになります。

○10番（森山義治君） 9人乗りということは、ジャンボタクシーを使用するということで理解をいたしました。しかし、既存の路線バス会社が廃止をするとなれば、バス事業者は停留所を撤去することが考えられます。今後、タクシー乗降時の停留所は何か所設置する予定なのでしょうか、お尋ねします。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

コミュニティバスの運行経路は既存の運行経路に湯都ピア浜脇のバス停を追加したもので、バス停の数は34か所になります。既存のバス停で他の路線も使っているバス停を除く24基をバス事業者から購入し、再利用する予定にしております。

また、ほかの路線と運行が重なる区間につきましては、事業者のバス停を共有させていただくよう協議中です。

○10番（森山義治君） 停留所につきましては、既存バス停と一緒に使うということで理解

いたしました。次に運行経路についてでございます。今回の事業は従来の経路に、河内から浜脇バイパスを下って、湯都ピア浜脇で一旦停止して、その後浜脇バイパスを上って迫や流川8丁目経由で終点別府駅になります。乗降調査により鑑掛から、始発の内成地区の鑑掛から流川12丁目まではほとんどお客さんがいないということで、今回の事業になるわけですが、そのようにお客さんがいないということが分かって湯都ピア浜脇まで延長するのは理にかなうのかな、かなわないのかとそうように考えております。新事業ですのですね、乗客、お客様が増えることに期待はいたしますけれども、例えば流川12丁目や流川8丁目から別府駅まで既存の路線バスと競合いたします。そこで別府駅に行く予定のお客さんが、ジャンボタクシーに乗車するという利害関係が考えられますけれども、バス会社との交渉は終了しているのでしょうか、お尋ねします。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

バス事業者とは、運行が重なる区間につきましても協議をしております。

○10番（森山義治君） 今から協議をしていくということで、理解いたしますけれども、何らかのトラブルにならないように、利害関係については十分協議をしていただきますようお願いをいたしまして、次に今回の事業に対する地域住民の意見収集についてお尋ねします。

今回の事業運行までには、冒頭に申し上げましたが地域住民の意見や要望を聞くことが最も重要であると考えます。特に、コミュニティバスの発着所であります内成地区や浜脇地区、また朝見浄水場があります朝見地域や光町などあるのですが、この事業案を決定する前に各地域に出向き、事業の説明や意見収集などは何回ほど実施をしたのでしょうか、お尋ねします。

○企画戦略部長（安部政信君） お答えいたします。

今回、廃止に至るまで現行路線を運行しております事業者と路線継続に向けて協議を続けてまいりました。しかし、やむを得ず路線廃止となったため、交通空白地域をつくることを避けるということで代替案の検討に入りましたが、ぎりぎりまで継続に向けての協議をしていたため、代替案に係る運行事業者の打診、あるいはまた協議、運行に係る申請手続までの期間を考慮すると、4月の廃止の告知から今回の予算の提案に至るまで十分な時間がなく、内成棚田線沿線地区の南地区、西地区の自治会の支部長並びに副支部長にそれぞれ一度説明をし、交通空白の回避を最優先に今回緊急措置としてコミュニティバスの運行を決定したということでございます。

地域の住民の方に対しましては、このコミュニティバスの運行と並行しまして、先ほどから繰り返していますとおり、今後のこの地域の地域公共交通について協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○10番（森山義治君） 部長言われますように、期間が短かった、そして既存のバス会社との交渉も一生懸命取り組んでやってきたことだと、そのように思っております。

しかし、コミュニティバスの運行までに地元住民に説明する時間として、特にジャンボタクシーは始発であります内成地区に、鑑掛、内成ですね、含んだ、そこに一番先に説明してあげることが重要ではなかったかなと、個人的には思っております。特に雨が降ったときなどは、乗客が9人しか乗車できませんけれども、このタクシーで例えば乗り切れない場合はどのようにお考えでしょうか。また、このコミュニティバスには運賃箱や運賃表が設置されているのでしょうか。また、行き先の表示などはどのようにしていく予定でしょうか、お尋ねします。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

当該路線の各便の利用状況について、2019年9月1日から2019年11月30日、及び2020年9月1日から2020年11月30日における利用者数を見たときに、各便の平均利用

者数は0.6人から5.3人となっております。また、公共交通計画策定時に係る令和3年10月8日金曜日及び9日土曜日に実施しました乗込み調査では、当該路線の車内最大乗車人数は6人となっております。平均利用者数及び最大乗車人数が多い区間は他のバス路線が走っている区間のため、仮に多くの乗車がある場合は他のバス路線の代替えが可能と考えております。

また、運賃箱につきましては簡易的な箱の設置について、事業者と協議をしているところです。

運賃につきましては2段階の運賃を考えており、今後活性化協議会で議論を経て利用者に分かりやすく掲示する予定にしております。

- 10番（森山義治君）先ほども言いましたけれども、内成からずっと出てきて流川12丁目までは9人以内で見込まれて、そしてまた乗車人数が多いところは路線バスと競合する流川通り12丁目から、2丁目を通して別府駅まで、そこら辺は重複するということがあります。

この事業で、運賃について別府市公共交通活性化協議会の中で決定するということではありますが、事前に少し執行部も考えているとは思いますが、考えておく必要があるのではないかと、そのように思っております。現在御存じのように、小中学生のバス運賃を半額、または障がい者割引は現在路線バスは50%。

- 議長（市原隆生君）森山議員に申し上げます。本日は議案質疑でございますので、議案質疑の範囲を超えないようによろしくお願いします。

- 10番（森山義治君）いや、関連しているからいいのではないですか。バスの運行するから。その中身を尋ねているのですね。

- 議長（市原隆生君）議案質疑の範囲を超えないように。

- 10番（森山義治君）議案質疑の範囲にこれ入っていると思うのですが。

- 議長（市原隆生君）注意してください。

- 10番（森山義治君）それではね、現在そういうふうには割引がある、そしてICカード、ではこのタクシー、ICカードは使用可能なのでしょうか、そこをお尋ねします。

そして、事業の委託料は746万7,000円となっておりますけれども、運行前にお客様が現金で支払いましたというこのような運賃はどのようになるのでしょうか。

- 政策企画課長（行部さと子君）お答えいたします。

ICカードにつきましては、今後運行と並行してより利便性のよい運行形態を協議する予定のため、必要な設備を設置する予定はなく、コミュニティバスでは利用できなくなります。

また、運賃につきましては市が実施主体のため、市の収入となります。

- 10番（森山義治君）そうですね、ICカードが使えないと、今流川12丁目から駅まで行く人は取っている、そこはダブリますよということで、関連なのですね、これ、そうですね。タクシーが鑑掛からずっと、コース今の既存のコース走るのだからダブリますよ。だからそこら辺のことが考えられるので、そのことは市民にしっかり、ここは使われませんよというような広報も必要ではないかと、そのように思っております、質問じゃないですよ。内成に、それから2年後には7歳になる子どもが8人いるのですね、2年後に、調べてみました。そしたらいつまでこの9人乗りタクシーの運行になるのか分かりませんが、今後のこともしっかり考えておいていただきたいと、そのようにお願いをするわけでありませう。

次に、委託料金についてですが、この資料を見ますと7か月運行しての金額が648万3,000円となっておりますが、どのように計算してこの数字になったのですか。その内訳をお尋ねします。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

運行につきましては別府市タクシー協会に委託を予定しており、大分県タクシー協会によるジャンボタクシーサイズの1時間当たりの貸切単価に、1日7時間として令和4年9月から令和5年3月までの運行日数を乗じて算出しております。

○10番（森山義治君） 委託料の内訳は理解いたしましたので、次にタクシー会社で運行するようですが、7社あるようです、どこの会社が運行するのでしょうか。例えば輪番制か何か分からないのですけれども、どこのタクシーが運行するのでしょうか、お尋ねします。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

別府市タクシー協会に委託予定であり、タクシー協会の中で業務の分担をするものと考えております。

○10番（森山義治君） タクシー協会にお任せしておりますということで理解いたしましたので、次に備品購入等は98万4,000円になっておりますが、その内容についてお尋ねします。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

内訳につきましては、バス停の購入で77万円、バス停の表示板設置に係る乗降拠点表示板設置業務委託料で13万8,000円、車両用マグネットシールに係る印刷製本費として7万6,000円、計98万4,000円となっております。

○10番（森山義治君） 内訳につきましては理解いたしましたので、次に各便の運行時刻についてお尋ねします。現在、内成地区の路線バスの始発は、主に通学や通勤に合わせての6時59分発ということで昔から指定しているのではないかと考えております。今度9月1日から運行予定である鑑掛行きの始発時間や、3往復の予定の各始発時間と到着時間、先ほど答弁しておりましたけれども、再度時間設定の根拠をお尋ねします。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

各便の運行時刻は9時30分鑑掛発、10時15分別府駅着、10時25分別府駅発、11時11分鑑掛着、11時20分鑑掛発、12時5分別府駅着、12時50分別府駅発、13時36分鑑掛着、13時45分鑑掛発、14時30分別府駅着、14時40分別府駅発、15時26分鑑掛着となっております。

時間の設定につきましては、現行路線の利用状況から御利用の多い時間帯に運行するようダイヤを組んでおります。

○10番（森山義治君） 運行ダイヤについては理解をいたしましたのですけれども、特に始発や終点となる内成地区で1週間前ほど、5月29日の日曜日に、19時から自治会長やら副会長をはじめ鑑掛、梶原、御園、そのような各部落の各班長が集う集会在が9名で開催されたとお聞きをいたしました。そのときの各班長は、この事業初めて聞いたのでびっくりしたと同時に、様々な意見や要望が出たようでもあります。また、内成の自治会長は、最初聞いたのは浜脇地区の会議に出席したときに聞いたと、そのように言われておりました。

担当部長、当然理解は当然していると思っておりますけれども、今回の事業で鑑掛の始発が9時30分とのことですけれども、何らかの事情で、通学生がいたりとか、学校の始業に間に合わない、また出勤に間に合わないという方も1年間にはいるのではないかと考えておりますし、また別府駅発の鑑掛行きの最終便が14時40分となっておりますが、クラブ活動などを終えた生徒やら、あるいは病院から帰ってとか、そのような住民や生徒などを考えたときに、最終便が早過ぎるのではないかなどそのように思っておりますし、道路運送法の法体系によりますと、4条乗合運送は、各地域の関係者が合意している場合となっているのではないかなど、そのように思っております。

今回のコミュニティバス事業については、運行が決定するまで別府市地域公共交通活性化協議会の中でも事前に議論していったほうがよかったのではないかなど、そのようにも

思っているところでございますが、始発や最終便の、また時間設定にいたしましても、タクシー運転手の一日の拘束時間等が関係してくるとも考えられますので、こういうふうな今申したような件につきましては、一般質問でしていきたいと思っております。

それから、次に移りますが、質問がダブリましたので2点の質問をいたします。

次に、燃料油価格激変緩和対策事業補助金についてであります。1,150万円となっているようですが、別府市内にはバス会社が現在何社あるのでしょうか。また、合計何台あるのでしょうか、お尋ねします。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

市内にバス会社は6社あり、6社のバス保有台数を合わせると212台になります。

○10番（森山義治君） この補助金につきましては50台単位となっているようにありますけれども、1台当たりの補助単価で積算したほうがよいのかなとは考えておりますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○政策企画課長（行部さと子君） お答えいたします。

当該補助金の積算につきましては、1台当たりの燃料消費見込み量に燃料油高騰相当額を乗じた額を基に、保有台数に応じて補助することとしており、保有台数により上限額を設定しております。

○10番（森山義治君） よく分かりました、ありがとうございました。

これで質問を終わります。

○3番（美馬恭子君） 日本共産党議員団、美馬恭子です。では順番に質問させていただきたいと思えます。

まず最初に、市長提案理由の中で2ページにあります。高齢化に伴う認知症高齢者の対応として、認知症に起因する個人賠償責任保険への公費加入と見守りを支援するためのGPS購入費助成事業の発言がございましたけれども、この2事業についての実施の目的について教えていただきたいと思えます。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

まず、個人賠償責任保険につきましては、これは認知症の方が引き起こした事故等に対応する賠償責任保険に市が加入することにより、認知症の方を見守る御家族の負担軽減等を図るものでございます。対象者はオレンジステッカー登録者、これは本課の既存事業であります一人歩きをして帰宅困難となるおそれのある方に、靴などに登録番号の入ったステッカーを貼付することにより、有事の際の早期発見につながるものでございますが、その登録者を対象としております。

次に、GPS購入費助成事業でございます。こちらも認知症の高齢者を見守るために御家族がGPS機器を購入することに対し、市が2万円を上限として補助金を支出するものでございます。家族の負担軽減、かつ御家族がGPSを活用することで早期発見につながり、事故等の未然防止も図れると考えております。これらの施策は御家族等を支援する方々の負担軽減を図るとともに、御本人の社会参加を促す一助にもなると考えております。

○3番（美馬恭子君） 個人賠償責任保険については、2007年に認知症の高齢者が引き起こした列車事故、覚えていらっしゃる方も多いと思えますが、その親族が賠償責任を請求されたことが発端となって、個人賠償責任保険制度を導入する自治体も増えてきているようです。また、最近ではテレビなどでも、このような感じの保険が多く宣伝されています。

今、市が実施しているオレンジステッカー交付事業の登録者が、保険の加入対象者ということのようですので、今後オレンジステッカー交付事業の登録者が増加していくのではないかなというふうにも期待しております。今、認知症の方は本当に多くなってきていますので、増えていくといいなというふうにも思っております。

GPSに関してはランニングコストは自己負担とお聞きしましたがけれども、現在様々な

機器が販売されているようですし、初期費用の負担軽減は当事者にとってありがたいのではないかなというふうに思っています。現在、それぞれ事業開始に向けて最終調整をしているとお聞きしましたが、この制度、しっかりと固めて早急に対応していただきますようお願いしたいと思います。

では次に、市長提案理由の説明の中でもう一つ、認知症に対する理解を深めるための体験型講座等の実施についても触れておられましたが、これはどういった内容で実施されていくのでしょうか。

○介護保険課長（阿南 剛君） お答えいたします。

介護保険課において、これまでも認知症に理解を深める講座として認知症サポーター養成講座を実施しておりますが、今年度はこれに加えて市民の方を対象に、主にVRを活用し、VRゴーグルを装着することにより、階段を降りたり自動車の運転をする際など、認知症の方が見えている世界を疑似体験していただき、認知症の方への理解をより深めていただくための体験型の講座を開催いたします。

また、併せて小学生を対象に、認知症の基本的な知識に加え、VR体験やグループ学習を通して、認知症の方への理解を深めてもらうための事業を実施いたします。

○3番（美馬恭子君） VRという新しい方法で実施していくということは興味を抱かせることにもなりますし、認知症の理解も進めばよいなというふうに思っています。認知症というのは決して特殊なものではなく、誰もが行き得る道です。社会の中で普通に今までどおり生活できるように、それは周りの人たちの接し方一つで可能になってくるものだと思いますので、ぜひこういう形で広げられるのであれば、今後も考えていただきたいと思いますというふうに思っております。お願いします。

さて、続きまして同じページですけれども、市長の提案理由の中で、4月に新設したこども家庭室では、教育部門と福祉部門の情報や方向性を共有し、就学前教育・保育の在り方や子どもの貧困に関する業務の一体的な取組を進めていますというふうにあります。こども家庭室の位置づけについて説明をしていただきたいと思います。

○市民福祉部次長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

教育部門と福祉部門につきましては、これまでも連携を取ってまいりましたが、それぞれが持つ情報共有の総合的・一体的な提供を図るとともに、幼児教育・保育施設の手続の窓口を1つにするという点で、教育部学校教育課で行っておりました幼稚園就園に関する事務を、令和4年4月より子育て支援課で行うようになりました。

就学前教育・保育に関する業務につきましては、幼稚園・保育園・在宅保育の全ての子どもに、また子どもの貧困対策につきましても一体的に対応できる体制を整えるための位置づけとして機構改革によりこども家庭室の新設となりました。

○3番（美馬恭子君） なかなかちょっと難しいのですけれども、各部署に入ってきた子どもに関しての情報を全体的にまとめて、把握していくというような理解でよろしいのでしょうか。

○市民福祉部次長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○3番（美馬恭子君） ありがとうございます。総合的な司令部的位置づけとなるのであれば、かなり範囲も広くなるということになります。しかし、今まで見過ごされてきた情報やデータが有益に活用されるということになれば、各課横断的にもう少し動けるようになるのではないかなと、かなり期待しているところです。

さて、こども家庭室では今後どのような取組を行っていくのでしょうか。

○市民福祉部次長（宇都宮尚代君） お答えいたします。

こども家庭室では、大きく2つの業務を行います。就学前教育・保育の振興に関するこ

と、及び子どもの貧困対策に関することをございます。

就学前教育・保育の振興に関することにつきましては、令和3年度別府市就学前の子どもに関する教育等協議会より報告書としまして、質の高い就学前教育等の充実に向けた貴重な意見等を頂きましたので、具体的な基本方針の策定を行う予定でございます。

子どもの貧困対策につきましては、市役所関係各課で持っているデータを集約し、子どもの見守りや家庭の早期支援につなげることができるよう、仕組みづくりを今年度行いたいと考えております。

- 3番（美馬恭子君）子どもの貧困は1つの問題から起こっているのではなくて、多くの要素が絡み合っ起こっていると言えます。また、ここからいろいろな場面に波及していくことも考えられます。その点を上手にほぐしていければ、新しい手だても見えてきますし、またそれを回避する可能性も見えてくるかと思えます。ぜひ、しっかりと仕組みづくりを考えていただきたいというふうに、期待していますので、よろしく願いいたします。

引き続きまして、保育所入所に要する経費の追加額に関しては、阿部真一議員などが説明を受けていましたので、これに関しては少し、思いだけを述べさせていただきたいと思えます。

物価が本当に高騰しています。これほどあらゆるものが上がったというのでは、食材に関しても大きな影響を受けることは避けることができないというふうに思っています。子育て支援に関しても、このように支援されていくことは大変助かることだというふうにも感じております。園によっては、今でも服飾費をかなり抑えて頑張っている園もあるというふうには聞いていますので、そここのところを一律に考えずに、しっかりと聞き取って調査などをして支援金配布していただければなというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思えます。

引き続きまして、予防接種に要する経費に関しても前の議員聞かれておりますので、このところは省いていきたいというふうに思いますが、厚労省の中に、親御さん向けのパンフレット、かなりしっかり書かれたものもありますので、ホームページを見ればそこに移動するのもかもしれませんが、ぜひプリントアウトして活用していただければというふうに思っています。かなり確率の高いワクチンですので、ぜひ多くの方が打たれるようになることを望んでいます。

新型コロナウイルス感染拡大防止に要する経費のところ、ここも説明が随分ありましたが、1個だけお伺いしたいと思えます。

この中で、基礎疾患を有する人というのがありますけれども、これに関しては申請時の確認方法はどのようにされていくのでしょうか。よろしく願いします。

- いきいき健幸部参事（内田 剛君）お答えいたします。

PCR検査センターで検査を希望する方は、検査の説明を行った上で、問診と同意書の記入をしていただきます。7月からPCR検査の対象者を重症化リスクのある60歳以上の人、基礎疾患を有する人に限定する方針であり、PCR検査を希望される方は申請時に年齢、基礎疾患の状況、市民または通勤・通学している方などの資格要件を確認いたします。

御質問の基礎疾患の確認方法につきましては、自己申告の方法で、厚生労働省が示している基礎疾患のうち該当するものを、申請時に記入していただくことで確認したいと考えております。

- 3番（美馬恭子君）自己申告ということですので、しっかりと、基礎疾患をお持ちの方は申請をしていただいて、検査していただければなというふうに思っています。順次、ニュースでも言っていますように外国人観光客も多くなってくると考えますし、それは別府市のまちとしても頑張っている観光にとっては大切なことだというふうに考えています。

しかし、コロナの感染者数は減ったとはいえ、まだまだ3桁を維持している段階です。今後は重症者が多く出ず、クラスターの発生が抑えられるように、しっかりと対応していくことが大切だと考えています。その意味でもPCR検査センターが延長されたことに関しては大変よかったなというふうに思っております。今後とも、PCR検査そして抗原検査、しっかりと継続されていくということをお願いして、ここの質問は終わりたいというふうに思います。

次のところも随分皆さんが質問されていまして、ここのところは省略させていただきたいと思います。

そして、最後になります。次世代につなぐ棚田振興に要する経費についてというところでお伺いしたいと思います。

次世代につなぐ棚田振興に要する経費で、239万5,000円計上されています、市内5か所の棚田が国のつなぐ棚田遺産の認定を受けたと聞いていますが、この中身を教えてくださいたいと思います。

○農林水産課長（塩出政弘君） お答えいたします。

令和4年2月に市内5か所、天間、堂面、内成、大所、東山の棚田が国のつなぐ棚田遺産に選定をされました。これを機に棚田の魅力を再発見し、美しいふるさとの風景を後世に残すとともに、棚田地域の活性化などを図っていきたくと考えております。

内容につきましては、棚田を維持されている地域の方々と、地域の子どものふれあいの場面や、観光客にも参加をしていただくことも考えており、棚田で獲れた新米と地域の食材を使った食に関するイベントなどが実施できたらと考えております。

なお、詳細につきましては今後5つの棚田地域の皆さんで構成された別府市棚田地域振興協議会の中で協議をし、決めていきたくと考えております。

○3番（美馬恭子君） 棚田に関しましては、私も写真を撮りに行ったりいろいろ興味を持って寄せていただいておりますが、ここ4、5年の間でも随分荒れたなというのを感じています。そんな中でお話を伺う機会もあってお話を聞いていると、なかなか後継者がいない、そして今この狭い棚田を維持していくのはもう限度かなというような話も聞きますし、今まで地域ごとにいろんなイベントをされてきたようではすけれども、それもなかなか継続してできなくなってしまったというような寂しいお話を聞いていました。

そんな中で、今回棚田遺産にということで選定されたというのは、とてもいい話だというふうに感じています。今回はイベントに関して、市が直接中に入って皆さんとともに動いていくということですので、これをきっかけにぜひ別府市が誇る棚田に関して、観光の一つにもなるとお思いますので、しっかりと地域の方々とお話をし、これを一歩にして次へと進んでいただければというふうに思っています。イベントされることを私も大変楽しみにしておりますので、どうぞよろしくお祈いします。ありがとうございました。

○23番（泉 武弘君） 議長に最初をお願いしておきますが、議案質疑通告してます1番、それから議第51号市長専決処分については取下げをしたいと思っています。その理由は、先ほど長い議案質疑で交通体系分かりましたので、取り下げさせていただきます。

○議長（市原隆生君） はい。

○23番（泉 武弘君） 今回提案されてます子宮頸がんワクチンの問題について、お尋ねを最初にしていきます。2013年に、国はそれまで特別推奨していた子宮頸がんワクチンの接種を急遽中断いたしました。

そこでお尋ねします。2013年以前に厚生省、当時厚生省ですが、厚生省は子宮頸がんワクチンについては安全という見解で接種を積極推奨したわけですね。この考えに間違いはないのかどうか、簡潔に答弁してください。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

厚生省は、ワクチンの効果とリスクを鑑みた上、比べましてワクチンの効果のほうが上回るというふうに判断して積極推奨しているというふうに考えております。

○23番(泉 武弘君) 課長、私が聞いているのは、2013年にそれまで積極推奨していたものを、副反応が非常に起きたということで急遽中断をしたのですね。そのワクチン接種について、ワクチンは安全であるということで、2013年の中断以前は安全ということが確保されてやっていたのですね。そのことだけなのです。

○健康推進課長(和田健二君) お答えいたします。

それ以上の資料はすみません、手元にはないのですが、ワクチンに関しましては一般的に全て安全だというのはなかなか言い切れないものがありまして、副反応のことも考慮しながら接種を推奨という形になっているというふうに考えております。

○23番(泉 武弘君) 今の答弁、いかがなものでしょうか。ワクチン安全ということは必ずしも担保されてない、だけどもやりましたというふうに聞こえるのですね。課長ね、ちょっと整理します、時間の関係があるからはしょって言いますね。2013年以前は、子宮頸がんワクチンを接種することで、子宮頸がんの発症を抑える効果があるということで積極推奨してきたのですね、このことには間違いないかどうか、それだけで結構ですから答弁してください。

○健康推進課長(和田健二君) お答えいたします。

その点に関しましては、議員さんのおっしゃるとおりだと思います。

○23番(泉 武弘君) そして、いろんな副反応事例が多く出ました。そこで急遽、国はこの積極推奨をやめて、今回新たに子宮頸がんワクチンの積極推奨をしましょう、こういうふうに決まったわけですね、専門家会議で。それを受けて、今回別府市もそれに倣って積極推奨をやりますよということになったわけです。当時のワクチンが2種類ありますね、当時のワクチンと今回積極推奨する、積極推奨ということは分かりにくいと思う、積極的に、勧めるというワクチンの成分は何か違いがあるのですか。そこを教えてください。

○健康推進課長(和田健二君) 大変申し訳ございませんが、以前のワクチンと今回のワクチンの中の成分についてまで、今、ごめんなさい、調べておりません。

○23番(泉 武弘君) 市長、非常に心配してるのは、現在の子宮頸がんの状況を見ますと、1万1,000人程度が子宮頸がんにかかっているような数字が見受けられます。それでその中で、子宮頸がんが亡くなる方が年間2,900人程度というこの数字も見ることができます。この事実は隠せないと思うのです、事実ですから。

ただ、2016年に福岡、名古屋、大阪、東京、原告団が結成されました。そして今、裁判が続いています。原告団が100名を超えているという数字が出てます。この裁判の途中で、国が積極推奨しますと、積極的に進めますよというのを受けて、別府市もそれに倣って、国がそういうふうに示したから別府市も積極的に推奨しますよということになりますと、やっぱり別府市の責任も免れないと思うのですよ。ここらの懸念はないですか、当局は。今まさに、原告団を結成して裁判で争っている中で、国が示した積極推奨、積極的に接種しますよというのに倣って進めることに皆さん方不安ありませんか、どうですか。見解を求めます。

○健康推進課長(和田健二君) お答えいたします。

安全性についてですが、厚生労働省によりますと接種後に見られる副反応が疑われる事例として、発熱等が挙げられ、まれにアナフィラキシーショックなどの重篤な症状がワクチンとの関係が否定できないものであると報告されています。

したがって、この子宮頸がんワクチンの予防ワクチンとリスクを十分に理解した上で、接種の判断をしていただきたいというふうに考えております。

○23番(泉 武弘君) 課長ね、ということは、国が積極的に勧めますよ、その専門家部会

の答申を受けて、別府市もそれは正しいですよ、だから別府市も同じように推奨、推薦、ごめんなさい、接種推奨するのですよというふうに今聞こえたのですね。ということは、国が示したことから、別府市も推奨することとなりましたら、もし副反応等の後遺症が出た場合には、当然責任というものが生まれますけれども、その責任を負う覚悟で今回接種推奨しているのかどうか、簡潔に答弁してください。

○市長（長野恭紘君） このHPVワクチンについては、恐らく皆さん衝撃的な動画等がすぐあの当時見られてですね、ただ今回のコロナワクチンもそうなのですけれども、やはり100%安全というのは、これはもう恐らくないと。その場合に、どういうふうに国において、これやっぱり国が認めて接種を、実際やるのは現場自治体でありますけれども、そういうリスクにおいてやはり国がしっかりと補償なり、しっかりとした何かセーフティネットというか、そういった場合の救済措置をしっかりと整えた上で、やはりデータを見た上で、これは積極推奨していくべきだというふうなデータに基づいて我々は、厚生労働省のそういったバックアップを得ながら、これは現場において責任を持ってやっていくというものだというふうに思っております。

○23番（泉 武弘君） そういう、いわゆる見解でサリドマイドが発生し、スモンが発生し、いろいろな国が安全と言った中で、事後にいろいろな症例が見えています。私が市長ね、危惧しているのは、五千有余の方々が今回接種対象になるようですが、それを別府市が積極的に国に倣って推進するという事になった場合には、それ相応の覚悟が必要だということを行っているわけです。そしてその、それを予防する一つの方法として、市長、覚えてますね、コロナワクチンのときに、コロナの集団免疫体制を確立することは必要ですよ、しかしながら副反応も住民の皆さんに宣伝、PRしないといけませんよという議論したのを覚えていると思いますね。私が今言っているのはそこなのです。子宮頸がんワクチンが全てが100ではない、現在集団訴訟でこういう状態なのですよ、製薬会社2社と国が相手ですよ、まだ結論出ていないのです。今、市長が刺激的な写真がって言いましたけど、原告団の動画も見させてもらいました。いまだに女性の方は、車で動きを余儀なくされている方も随分おられました。やはりそれが現実なのです。

だから、これまとめますが、お願いしときます。子宮頸がんワクチンについての効能、それから副反応、それで現在どういう問題が生じてるのか、ここらを広く接種対象者に広報していただく、このことだけ強くお願いをしておきます。それ、どうでしょうか。

○健康推進課長（和田健二君） お答えいたします。

ホームページや個別の御案内等で、そのあたりのパンフレット等も入れて広報に努めたいと考えております。

○23番（泉 武弘君） その辺は間違えないように、ひとつお願いをしておきたいと思えます。接種をするかどうかというのは、接種対象者の保護者の判断が非常に大きいのですね、今回の場合。だから保護者が客観的な科学的データで判断できるというような資料提供、広報をやっていただくよう強くお願いをしておきます。

2点目に移ります。

今回、プレミアム商品券13億円分が発行されます。プレミアム分、いわゆる上乗せ分が3億円、こういうようになっています。そこで、最初にこの記事を読ませていただきます。またかという感じだ。今度は佐伯市プレミアム商品券、30%上乗せ騒動だ、1冊1万円の商品券を1人で440万円もの大量購入したという、100万円や50万円、30万円買った人も、何のための商品券発行なのか。これからです。まるでお金のバーゲンセールだと、こういうふうに報道の中ではあります。

そこでお尋ねしますが、1万円の商品券を買いました。それに3,000円を、いわゆる税金で上乗せしますから、1万円で買ったもので1万3,000円分買えるのですよ、こういう

ふうなのが今回のプレミアム商品券だと思っています。

そこで、見ていますとこの事務処理費に7,000万円近くかかりますね。もし私が間違っていたら数字訂正してください。7,000万円かけて、市場活性化にどのような効果があるのだろうか。これ試算していたら説明してください。

○産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

プレミアム商品券の発行事業につきましては、コロナ禍の影響を受けております市民の生活支援と、厳しい経営状況にあります事業者支援を図るとともに、市内におきまして13億円の消費喚起を直接的に促しまして、地域経済の活性化を図る実効性の高い事業と考えております。

実効性としましては、内閣府が公表しておりますこれまでに発行したプレミアム商品券事業の効果検証に関する報告書によりますと、商品券の使用総額のうち、商品券があったから新たに消費した新規消費喚起額につきましては、全対象総額の約35.6%となっております。これを今回のプレミアム商品券の発行事業で算定をいたしますと、4億6,280万円が新規消費喚起額として見込まれるところでございます。

なお、コロナ禍の中でこれまで過去4回プレミアム商品券の発行事業を実施してきましたが、これまでの4回分を含めた総事業効果に当てはめてみますと、使用総額約53億1,000万円に対しまして、新規消費喚起効果額は約18億9,000万円が見込まれているところでございまして、目的に対します実効性はあったものと考えております。

○23番（泉 武弘君） 効果がなければ上乗せする必要はないのですよね。3億円上乗せすると、今課長から、いわゆる効果見込額の説明がありましたね。当然だと思うのです。市長ね、これ20万冊発行するのですよね。これを買ってもらわなかったら困るのでしょうか、買ってもらわないと。買ってもらわなければ商工振興は図れないという面があるのです。それはそれで共通の認識だと思う。ではこれを誰が買うのかというのを、今からちょっとお尋ねしますね。いつも市役所1階で販売します。多くの方が列をなして購入に來ます。今回の20万冊の販売の中で、移動手段を持たない高齢者の皆さん、また病気で病床に伏してる方、障がい者の皆さん、こういうプレミアム商品券を購入することが難しいと思われる方々の対策はどのように具体的にしているか、お尋ねします。

○産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

まず、予約に当たりましては、インターネットでの申込みができない方につきましては、コールセンターを設置いたしまして電話対応で受付を行っております。前々回まではコールセンターに20回線電話回線を設けておりましたが、どうしてもやはり回線数の数もありまして電話が混み合う状況がございましたので、前回からは1.5倍の30回線まで回線数を増やしまして電話の混雑解消にも努めてきたところでございます。

また、購入に当たりましては市役所のレセプションホールで販売を行っておりますけれども、実際に直接購入に來られない方につきましては、予約された方の本人確認書類を御持参いただくことで代理の方でも購入ができるように対応を行っております。もちろん、予約につきましても、代理の方での予約も可能となっております。

○23番（泉 武弘君） そこで最近国会で5月に立法化されたのが、障がい者に対する情報提供を新たに促進するという法律ですね。例えば意思表示ができない障がい者等の救済、こういうものはどういうふうに考えていますか。例えば、一つの事例として、障がい者団体を通じて事前にそういうふうな方々に、皆さん方に広報してもらおうというのも一つの方法だろうと思うのですね。必ずしも、障がい者の皆さんを一くくりで見るわけにいかないのですね。意思表示ができない方、そしたらその意思表示のできない方々は最初からこの商品券購入に至らないわけなのですね。そういう配慮はどうしてるのか。

それともう一つは、こういう側面があるのですね。生活困窮家庭、こういう方々こそ買っ

てほしい、いわゆる 30% 上乗せですから、生活困窮家庭等が特に買えるような特別枠というものは設けることはできないのだろうか。それから障がい者の皆さん方の特別枠等ではできないのだろうかという思いを持っていますが、これは今回のプレミアム商品券発行に当たってどのような協議をされましたでしょうか。

○産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

まず、広報につきましては、市報をはじめ市のホームページやケーブルテレビ、またマスコミにもプレスリリースをしながら、自治会や商店街、また市の公共施設なども活用しながら、ポスターの掲示やチラシの配布等に努めてきたところでございます。

また、特別枠のお話でしたが、今回のこのプレミアム商品券はできるだけ多くの方々に広く購入していただきたいということもございますので、特別枠といったような制限は一切設けてございません。

○23 番（泉 武弘君） 特別枠、特別の配慮がないということになりますと、社会的に弱い立場の人は、このプレミアム商品券購入で最初から優劣がついてしまうのです。ある上人校区の老人クラブの会長は、市がインターネットで申し込んでください、こう言われた。インターネットということの操作すら知らない、パソコン持っていない人は最初からもうその競争に参加できないのだと、こういう方々がいっぱいいらっしゃると思うのですね。やっぱりそこらにも特段の意を用いてほしい、やっぱり 30% 上乗せするわけですから、やっぱり僕の願いはね、本当に生活に困窮している方々がこの制度を利用して、1 万円が 1 万 3,000 円分を買えるような何かシステムできないのだろうか、障がい者の皆さん方が、ふだん欲しいと思っているような洋服を、1 万 3,000 円の値札がついていたけれども、今回のプレミアム商品券を買えば、1 万円で買えるというような、こういうことに利用できないかなという強い思いを持っています。この点ですね、やはり弱い立場の人に目を配る、弱い立場の方に寄り添う、そういうものであってほしいと思います。というのは、3 億円のプレミアムつけているわけですから、だからそういうことをお願いしておきます。

それと、販売場所の問題。市役所、会議所、地区公民館、出張所は検討しましたか、しませんでしたか。

○産業政策課長（竹元 徹君） お答えいたします。

公民館、地区公民館、出張所につきましては、今現在ですと市役所のレセプションホールで販売を行っていますが、1 日に約 1 万冊、700 名程度の方が購入に見えられます。市役所では会場に 7 つの窓口を設けて販売対応を行ってきておりましたが、出張所、地区公民館で取扱いを行うということになりますと、県内自治体でもこういったコロナ対策を今行っている中で、人手不足というのがございます。そういった中で、人員や体制を確保が必要になってくると、それに比例しまして事務費がかさむこともありまして、発売箇所につきましては現在の規模で行っていくと考えているところでございます。

なお、また予約後の販売につきましては、土曜日とか、日曜日、休日も対応を行いまし、購入される市民の方々の利便性、買いやすさを図っているところでございます。

○23 番（泉 武弘君） 最後です。このバスの割引券の購入に来るとき、市役所で販売しています。バスの料金を払って割引券を購入して、バスの料金払って帰る。課長ね、今回は商工振興、販売店が非常に恩恵を受けるのです。ならば、コンビニ、量販店、こういうものとの連携も必要ではないのですか。そういう量販店、コンビニは販売することによって自分らに直接帰ってくるわけでしょう。やはり、これだけ 65 歳以上が 4 万人もいるという現実から考えたら、いつも同じように市役所のレセプションホール 1 階で販売する、1 日 700 名来ているからよしとするのではなくて、やはり購入しやすいということもこの機会に検討していただくようお願いをして、終わります。

○議長（市原隆生君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

上程中の全議案についてはお手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日6月9日は委員会審査のため本会議を休会とし、次の本会議は6月10日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後0時08分 散会

